

# 支部ニュース 団 東 京 2008年4月号 412

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201  
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623  
メールアドレス dantokyo@dream.com

## 今号の主な内容

4月23日、クレオで「靖国 YASUKUNI」上映  
メンヘル事例もやることになりました。…………… 笹山尚人  
5月1日 第79回メーデー 懇親会にもご参加を  
「9条世界会議」に参加しよう…………… 支部長 島田修一  
憲法別冊ニュースをご活用下さい  
5月30日の若手学習会は消費者事件  
ロースクール(卒業)生向け企画 7月4日に行います  
中野区保育園事件東京高裁判決…………… 志田なや子  
3月幹事会報告  
日誌  
修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い

今月号には 「メーデーに参加しよう」チラシ

憲法記念日特集「事務所9条の会の活動」を同封しています。

## 4月23日、クレオで「靖国」上映

映画「靖国 YASUKUNI」をめぐる表現の自由が危うい状況にあります。

4月7日の「守れ言論 活かそう憲法4・7市民集会」では大谷昭宏さんが「最終的に権力に『こんなことしなけりゃよかった』と思わせることが大切だ。」「映画『靖国 YASUKUNI』を1億人が見に行けばいい。」と発言されました。「権力に『こんなことしなけりゃよかった』と思わせる」機会が早速にやってきました。

日弁連、東京3会主催で映画「靖国 YASUKUNI」の試写会とシンポジウムが行われます。事前申し込み・抽選制のため、支部ニュース到着はギリギリかもしれませんが、表現の自由のため、がんばりましょう。

## 記

日時 4月23日(水) 正午～午後4時

場所 弁護士会館2階 クレオ

入場無料 事前申込み・抽選制(弁護士会ホームページでご確認ください)

### プログラム

正午 映画上映 「靖国 YASUKUNI」

(開場11時30分)

午後2時20分 シンポジウム

コーディネーター

田場暁生(第二東京弁護士会)

パネリスト

吉川正文(映画「靖国 YASUKUNI」配給宣伝担当者)

高橋哲哉(東京大学大学院教授。筑摩新書「靖国問題」著者)

内田雅敏(弁護士。「立川テント村」事件弁護人)

(敬称略)

## メンヘル事例もやることになりました。

### 笹山尚人 東京法律事務所

団東京支部が東京地評とタイアップして結成した、東京地評労働相談弁護士団。昨年1月14日に結成し、現在29名の団員が参加しています。

弁護士団では、年4回程度、弁護士団として集まって事件活動報告や労働情勢の学習などを行うことにしています。3月27日、結成後最初の弁護士団会議が開催されました。

当日は、事前の周知がよくなかったせいか、弁護士団から6名、東京地評から5名と、やや淋しい人数でした。しかも、事務所にも偏りがあります(東京、代々木、旬報。あとしの木事務所の八坂先生に参加して頂きました。)次回は、7月10日です。弁護士団のみなさま、ぜひ次回にご参加下さい。

詳細は、弁護士団用に流した報告文書を差し支えない範囲で転載しますので、そちらをご覧ください。以下は、要点について若干コメントします。

(1) 地評から弁護士団員に配点されたケースは、なんと19件ありました。しかし、私はそのような事件があるとは全く思っていませんでした。当然の事ながら、これらの19件が、実際に相談が行われたのか、受任に結びついているのか、それぞれの事案がどのような問題を抱えているかなど、弁護士団としては全く把握しておりません。

それはまずいだろうということで、弁護団として次のような体制を取ることにしました。

地評からの配点は、地評の労働相談室長前澤檀氏からほとんどが配点されています。前澤氏は、当事者や会社の地域、事案の内容に鑑み、どの法律事務所への配点をするかを決定しています。配点された場合、相談者は、自分で法律事務所に連絡して相談をセッティングしてもらうわけですが、中には相談のセッティング自体にまでいきつかないケースがあります。そこで、地評弁護団の方が、前澤さんから紹介されたということで労働相談を実施した場合は、それが地評からの配点事件であるということで、事務局(地評の菊池氏と私)に対して報告して頂くことにしました。弁護団としては、そのようにして事案を把握していきたいと思います。

(2) 地評だけではなく、労働者の生命と健康を守る東京センターには、現在メンタルヘルスの相談が多数寄せられており、それらの事例でも弁護士マターと思われるものがあるそうです。それらについての配点も受けることとしました。

ただ、メンヘル事例は、事案の内容や、被害者の障害の程度、住所や会社の住所といった問題を考慮する必要がありますので、労働者の生命と健康を守る東京センターからは、まず、同センターの大角氏、広田氏が窓口となり、両氏から弁護団事務局長である私にまず連絡して頂くこととしました。私は弁護団事務局次長らや小部幹事長と共に事案を受ける弁護士を決定しご連絡致します。

(3) あとは、小部弁護士報告の解雇事件と、私のパワハラ事件について検討討議を行いました。大変勉強になる討論になりました。

(4) 幹事長の小部さんが、私に、「27日の東京地評の第1回なんだけどさー。わりいけど、行けなくなっちゃってさー。あと、よろしく頼むよ。」と告げたときは、一時はどうなることかと思いましたが、また、前日からのほぼ徹夜がたたたり、電車で熟睡し、乗り過ごして遅刻してしまったときにもどうなることかと思いましたが、なんとか会議で充実した議論ができて良かったと思いました。

このように、メンヘル事例もやることになってしまいました。大変です。みなさんのお力が必要です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*第1回弁護団会議詳細の報告\*\*\*

## 第1 地評と弁護団の活動について

### 1 地評から報告

相談活動の現状について報告。

- ・相談事件数は相変わらず多く、対処に苦慮している。とくにメール相談への回答に苦労している。

今回までの間、ネットカフェ難民の実態調査を行い、それにタイアップしてテレビで相談活動について出して貰った。朝早くの時間帯にしか流れなかったが。実際相談はそれでも増えなかった。ネットカフェ難民の方は仮にこの情報にアクセスし

ても、日中は働きに行っていて相談できないということなのかもしれない。

- ・弁護団の法律事務所に事件を配点したケースが19件（ただしこれらは前澤さんの記憶に基づいたものなので正確かははっきりしないところがある。）

東京5，東京合同1，旬報3，本郷合同2，町田2，三多摩2、城北2，南部2。代々木、渋谷は判然としない。あかしあ、東部、八王子、しいの木にはふっていないと思われる。

しかし、それについてシステムチックに結成総会時に確認した書類を作ってファックスしたりしていない。

- ・配点をしている側からすると、配点したことで負担感が減少したという感じはあまりないが、きちっとした対処をしてもらえるとという安心感を持っている。

配点する際、複数の弁護士が登録している事務所は、どの弁護士にふるべきかで迷うことがある。

- ・労働者の命と健康を守る東京センターでは、このところメンタルヘルス事例の相談が激増しており、この相談の対応に困り切っている。こちらの相談事例中、労災申請あるいは労災申請で却下されたものや、労働審判等で会社に賠償請求を求めたい事案については、弁護団に相談できる体制を作って欲しい。

## 2 地評の相談活動に参加した弁護団のコメント

- ・待機していても相談がほとんどなかった。
- ・労弁の相談などにも相談してぐるぐる相談している人といきあたった。労弁などではHPをみて相談する人が多い。地評もHPの充実を検討しては。

## 3 今後の相談体制等についての協議確認事項

東京地評から配点があった場合の相談・事件活動の集約のため、地評労働相談室長である前澤氏から弁護団所属事務所弁護士に対して配点があった場合で、配点された相談者が実際に相談に訪れた場合、弁護団所属弁護士は、弁護団事務局に対し報告することとする。

複数の弁護士が登録している事務所では、窓口となる弁護士を決定して貰い、そこに配点することとする。

労働者の命と健康を守る東京センターからの配点事案については、まず弁護団事務局に対し、同センターの大角氏、広田氏のいずれかから、連絡をして貰うこととする。

弁護団事務局は、事案の内容、会社の所在地、本人の住居地等を考慮し、担当弁護士を決定し連絡することとする。

MLをもっと積極的に活用する。担当者の担当事例などについて報告するとか、相談質問について流すといった活動を行うものとして位置づける。

## 第2 報告事例等の討議

### 1 小部弁護士文書報告の解雇事件について

地評から配点された事件で、労働審判によって現場復帰を勝ち取った解雇事案（担当は19部の齋藤裁判官）。

現場復帰を勝ち取った要因について、小部弁護士は、10年間継続して働いていること、解雇理由が弱いこと、本社が徳島で東京の店舗の支配が手薄なことなど現場復帰しやすい条件があったことをあげている。

また、齋藤裁判官が、現職復帰の方向性に理解を示さず小部弁護士と「激論になった。」が、最後には裁判官も粘って会社を説得した模様である。復職にあたって労働条件についても細かく協議決定した調停となっている。

協議した内容は次のとおり。

- ・東京地裁は、解雇事件の労働審判については、金銭解決であると頭から決めてかかっている節がある。しかし、本件のように、復帰の条件があるとき、早急に申立を行えば、労働審判という柔軟な解決を可能にする制度だからこそ、現職復帰を認めさせられる効能は大きいはずである。弁護士としても、そのような事案を見極め、現職復帰事案として労働審判を早期に提起する取り組みを強めるべき。
- ・地方の裁判所では、申立の趣旨を素直に理解し、現職復帰をすんなり考えるケースもあった（千葉地裁の事例）。

### 2 笹山報告のパワハラ事件について

平成18年2月に就業したが、同年12月には休業状態に追い込まれて休職、平成19年3月には解雇された青年の事案。現在労災手続きと本訴の準備中。

3月ころから、社長による執拗な言葉の暴力を受けた。10月の末から11月上旬にかけては、大量の仕事を押しつけられ、会社に泊まり込むなどの長時間労働に従事。結果、反応性うつ病を発症しているケース。

協議した内容は次のとおり。

- ・本人の怒りが強いが、反応性うつ病と診断されている状態では労働審判は危険。本訴でできるだけ時間をかけてのぞむべき。
- ・本人の人生を考えたとき、病気治療に中心を置くのがよい。その観点からすれば、金銭的に早期に幕引きをはかるべきでは。
- ・本人の怒りが強い場合は、会社への対抗がその人の支えになっている。その要求にはこたえるべき。
- ・メンタルヘルス発症事例では、弁護士や相談担当者の事情調査そのものが二次被害になることが多い。例えば、組合の幹部などを付き添い役にして、本人の健康に配慮するなどの対応が必要になる。

### 3 労働条件変更事案について

労働相談で、労働条件の一方的変更の事案が来るとき、就業規則の変更で来ることも、来ないこともあるが、就業規則変更で来た場合で、低所得層の場合に、労働審判で対応できるか。

事案によりけりで、判断要素が複雑な事案の場合、労働審判は難しいように思われるが、できるだけ対応したい。

### 第3 次回

7月10日 午後6時半 東京地評

## 5月1日 第79回メーデー 懇親会にもご参加を

メーデーの季節がやってきました。中央メーデーは11時45分(デモ出発15分前、もちろん、それ以前からのご参加歓迎です)、例年の場所に集合ください。集合場所はニュース同封のチラシをご覧ください。雨天決行です！

デモ行進は明治公園コースです。デモ終了後は懇親会場を予約する予定ですので、是非懇親会にも参加下さい。修習生、エクスターン生も歓迎です。

懇親会場は別途ご連絡します。

## 「9条世界会議」に参加しよう

支部長 島田 修一

5月4日～6日まで千葉幕張メッセで「9条世界会議」が開催されます。

昨年安倍首相の退陣で明文改憲の動きは後退したかのように見えますが、最近、「新憲法制定議員同盟」が自民・民主の両党幹事長や両党幹部を中心に新役員体制を発足させ、全国各地の「9条の会」に対抗する地方組織づくりを方針に掲げるなど改憲派は巻き返しを強めています。また、新テロ特措法の成立や自衛隊の恒久派兵法案制定の動きなど、9条をなし崩し的に変えようとする策動も活発です。こうした動きを阻止するためにも、さらに大きな運動が必要になっています。

アジアの人たちとの間の信頼の礎となってきた憲法9条を変えることが近隣諸国に脅威を与え、摩擦を生み、軍拡が激しくなるなど国際関係に大きな影響を与えることは間違いありません。また、イラク・アフガン戦争の泥沼化など暴力と戦争の連鎖が進む

中、世界からは憲法9条の持つ考え方や価値に注目が集まっており、2006年バンクーバーで開催された「世界平和フォーラム」では各国の憲法に9条のような戦争放棄条項を入れることを求める決議が採択されています。今年3月に行われた人権理事会では、ボリビア政府の代表は、新しい憲法の中で、国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄、外国の軍事基地の設置禁止を規定したことを発表するなど、9条の価値は世界的に広まってきています。

「9条世界会議」は、こうした憲法9条をめぐる海外の人たちの声を聞き、意見交換し、あらためて9条の価値を考える重要な機会となるものです。9条を国際的な視点から考え、私たちの9条を守る運動が国際的にも重要であること、戦争や紛争が続く世界情勢の中で9条の持つ価値がより一層重要となっていること、に確信をもってもらえる企画となっています。

5月1日メデー、3日憲法集会と続きますが、支部団員並びに事務局の皆さんの多くの参加をお願いいたします。特に、5月5日の「法律家分科会」と「国際法律家パネル」には世界から多数の法律家が参加されますので、迎える私たちも多数参加していきたいと思います。団を含む法律家7団体がその準備に奮闘中です。また、「9条世界会議」には多数の海外からのゲストを招く関係で、多くの経費を必要としています。弁護士1人あたり2万円を目標に賛同金を集めていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

「9条世界会議」の日程と主な内容は以下のとおりです。

#### 5月4日 全体会（幕張メッセ・イベントホール）

基調講演：マイルド・マグワイヤ（北アイルランド/ノーベル平和賞受賞者）

コーラ・ワイズ（アメリカ/ハーグ平和アピール代表）

トーク（イラク・アメリカ・日本）：アン・ライト（米元陸軍大佐）、雨宮処凛、高遠菜穂子他

音楽ライブ：UA、FUNKIST，原田真二、加藤登紀子

#### 5月5日 分科会（幕張メッセ・国際会議場）

6つのシンポジウムと約20の分科会が行われます。

シンポジウムのテーマは「戦争と非暴力」「アジアの中の9条」「女性のシンポジウム」「環境と平和をつなぐ」「核時代と9条」「日本の9条のいま」。

分科会は「国際法律家パネル」「非暴力平和部隊」「在日米軍基地問題」など。

#### 5月6日 まとめ総会（幕張メッセ）

会議プログラムはインターネット（<http://whynot9.jp/>）で随時更新して掲載していますのでご参照ください。

《地方集会》

5月5日には広島、5月6日には大阪、仙台で地方集会が開催されます。  
詳しい内容は各地のホームページをご参照ください。

広島：<http://www.hiroshima9net.jpn.org/9sekai.html>

大阪：<http://www.geocities.jp/article9kansai/>

#### 《チケットについて》

チケットは、前売券が1日目、2日目とも各1,000円（当日券は各1,500円）。

チケットの申込は「9条世界会議を成功させる法律家の会」（日本国際法律家協会内）

電話03-3225-1020 FAX.03-3225-1025

e-mail: LEH00076@nifty.ne.jp

法律家の会事務局からチケットをお送りします。4月1日からはローソンでも発売  
します。

#### 《賛同金について》

振込先口座（郵便振替） 口座番号00160-7-706975

加入者名 9条世界会議・法律家の会

## 憲法別冊ニュースをご活用下さい

5月は憲法記念日、9条世界会議など憲法関連の行事が数多くあります。

そこで今月の支部ニュースは憲法関連の別冊を添えました。支部総会特別報告には事務所9条の会の活動報告が多数よせられました。1回だけの掲載ではもったいない報告ですので再録し、さらに「最近の憲法をめぐる情勢」を特別寄稿として掲載しました。別冊の形にしましたので、支部ニュースとは別にさまざまにご活用下さい。

また特別報告はPART1、PART2とも役立つ報告がたくさん載っています。特別報告も合わせてご活用下さい。

## 5月30日の若手学習会は消費者事件

昨年、団東京支部で始まった若手支部団員の皆様を対象にした学習会は、前回、「建築紛争」をテーマに榎本武光団員からお話しをいただき、多数の若手団員が参加し、非常に好評でした。

今回、第5回目の学習会を下記の要領で開催します。若手支部団員の皆様に実務のノウハウを学んでいただく機会として、また先輩団員の貴重な体験を学ぶ機会として、さらに若手支部団員相互の交流を深める機会として、是非ご参加下さい。

修習生、エクスターン生のご参加も歓迎します。

## 記

日時 08年5月30日(金)午後6時～

場所 自由法曹団東京支部

内容 「消費者事件」午後6時～午後7時30分

講師：松尾 文彦 団員

消費者取引に関する法律には、消費者契約法その他、特定商取引法や割賦販売法がありますが、条文を読んでも細かくて構造や内容がよく理解できないと感じたことはないでしょうか。他方で、これらの法律は訪問販売や通信販売といった市民に身近な、しかも消費者トラブルが起きやすい取引を対象としていて、弁護士が消費者相談を受ける際には身につけておくべき必須のものと言えます。このような消費者取引に関する法律につき、最近の国会での特商法や割賦法の改正の内容も踏まえながら、消費者事件を多く手掛ける松尾文彦団員が分かりやすく解説してくれます。

午後7時30分からは、これからの学習会の持ち方などについて意見交換する機会を持つ予定です。

また、学習会終了後、懇親会を予定しておりますので、そちらも是非ご参加下さい。

【若手学習会の予定】(いずれも午後6時から東京支部にて)

(第6回)7月24日 テーマ未定,(第7回)9月25日 テーマ未定

(第8回)11月28日 テーマ未定,(第9回)平成21年1月21日 テーマ未定

## ロースクール(卒業)生向け企画 7月4日に行います

ロースクール生が新司法試験受験を終えた頃、団を知ってもらう企画を行うこととしました。6月～7月ごろは新司法試験も終わり、またロースクールの授業もなく(すでにロースクールは卒業しています。したがってロースクール生ではなく卒業生になります)、このころは団にふれ、知ってもらう格好の時期でしょう。

そのための企画を次の日程で行います。

7月4日(金) 午後6時～ 団本部

企画内容は現在検討中です。具体化し次第、詳細をお伝えします。

さて、問題は どうやって広く参加をしてもらうかです。そこでみなさまにお願いです。お知り合いのロースクール生にこの企画をお知らせいただき、是非参加を呼びかけてください。支部ニュースのこのページを開いてロースクール生に見てもらい、支部ニュースをそのままロースクール生にお渡し下さい(お渡しいただいた後、支部までご連絡いただければ渡してしまった支部ニュースの補充分をお送りします。最終ページをご覧ください)。

将来の法曹に広く団を知ってもらうために、ご協力をお願いします。

# 中野区保育園事件東京高裁判決

志田 な や 子 まちだ・さがみ総合法律事務所

## 1 事件の概要

中野区は、区立保育園に長らく勤務してきた非常勤保育士(特別職非常勤職員)28名全員を平成16年3月末で更新せず雇止めにした。非常勤保育士4名(1年任期で11回から9回更新)がこれを争い、解雇無効による地位確認および賃金・損害賠償の支払いを求め東京地裁に提訴した。本件の背景には、民間企業への公共サービスの丸投げを可能にする指定管理者制度がある。区は、平成16年4月から区立保育園2園について指定管理者制度による民間委託をし、委託先を社会福祉法人とコンビチャチャ株式会社とした。なお、雇止めにされた非常勤保育士全員が民間委託されたいずれの園にも勤務していなかった。平成18年6月8日に東京地裁判決が出され、解雇無効地位確認は認められなかったものの、期待権侵害により1人当たり40万円、4人合計160万円の慰謝料請求が認められた。

東京地裁判決は、特別職非常勤職員の勤務関係は公法上の任用であるから、「解雇であれば解雇権の濫用や不当労働行為に該当して解雇無効とされるような事情があったとしても、解雇に関する法理が類推され」ないとした。そして、地裁判決は、解雇権濫用法理が適用される余地もないという立場から、原告らが主張した整理解雇の要件事実について、まったくふれることがなかった。

地裁判決に原被告双方が控訴したため、平成18年10月25日から東京高等裁判所において審理され、平成19年11月28日に判決がくだされた。東京高裁は、解雇無効による地位確認は認めなかったものの、中野区の再任用拒否は、実質的にみて解雇権濫用法理を類推適用すべき程度に違法性が強いとして、期待権侵害の慰謝料として1年間の賃金に相当する金額を認め、4人合計750万円の損害賠償を認めた。

本稿では、一審原告らの主張立証とともに、高裁判決の内容を紹介する。

## 2 解雇権濫用法理の適用について

### (1) 東京地裁での主張立証

一審原告は、東京地裁でも整理解雇4要件(人員整理の必要性、解雇回避努力、被解雇者選定の妥当性、労働組合等との協議)にしたがって、非常勤保育士雇止め後も、人手不足のため非正規職員を多数募集していたこと、東京自治体問題研究所の安達智則氏に依頼して中野区の財政分析を行い、非常勤保育士らの職の廃止による財政的效果は総額で5580万円程度のものにすぎず、平成15年度歳出決算額は879億円のわずかに0.06%に過ぎず、非常勤保育士全員を雇止めにしなければならない財政的理由はないこと、中野区は一審原告らの所属する労組との間で、実質的な協議を行わず、再就職の情報提供をするのみであったこと、等を主張立証した。東京地裁ではこれらの主張立証はまったくかえりみられなかったが、東京高裁では一変して中野区に対し、これらの主張について反論するよう求めた。

## (2) 東京高裁での主張立証

### 雇止め後の非正規保育士の募集

東京高裁では、一審原告は雇止め後の「なかの区報」に掲載された区立保育園に関する職員募集記事をすべて証拠として提出し、非常勤保育士雇止め後も、非正規職員の新規募集を恒常的に行っていたことを、さらに明らかにした。

### 東京 23 区の他区の非常勤保育士の再任用の状況

非常勤保育士は、平成 4 年 4 月から地方公務員に週休二日制が導入され、常勤保育士の休暇日に働く保育士が必要になったことから、その対応のために採用されたものである。

中野区は 22 区の非常勤保育士の再任用の状況について調査し、その調査結果を提出した。22 区の回答と非常勤保育士の勤務条件を定める要綱などである。その回答内容は任用期限 1 年であることが共通しており、区によっては任用回数を制限しているものもあった。

一審原告側は、東京自治労連の正規保育士の尽力により自治労連のみならず自治労の正規保育士の協力を得て、中野区に回答のあった 22 区全てについて、非常勤保育士の再任用の実態を調査し、陳述書として提出した。その結果、規定上、更新制限がない区も、更新回数や年限を制限している区もあるが、実態としてはどの区でも、本人の希望がある限り勤務を継続していることを明らかにした。

### 全国各地の地方自治体の就業規則等

インターネットで全国各地の地方自治体の特別職非常勤職員の就業規則等を調査したところ、多数の自治体で雇用契約等の表現をしており、実質的に雇用契約とみなされていることを主張・立証した。

## (3) 高裁判決

高裁判決は事実認定において、一審原告の主張をほぼ全面的に認めた。再任用拒否後、中野区立保育園において慢性的な人手不足状態にあり、そのために非正規職員多数を募集採用していること、中野区が非常勤保育士の職の廃止に至る根拠としていた財政危機が実態としては根拠に乏しいものであり、非常勤保育士の職の廃止による経済効果は小さく、財政の視点からは平成 16 年 3 月末時点で、本件再任用拒否の必要性、合理性に疑問があること、中野区は非正規職員を恒常的に採用しており、再任用拒否を回避するための努力がなされた形跡が見受けられないこと、一審原告らの所属する公共一般労組中野支部との間の再任用拒否についての協議の不誠実性などの事情も認められる、とした。

その結果、「実質的にみると雇止めに対する解雇権濫用法理を類推適用すべき程度にまで違法性が強い事情の下に、一審被告は、上記認定のとおり一審原告らの期待権を侵害したこと、しかるに、私法上の契約と異なることから、一審原告らはその地位の確認を求めることはできないこと、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、一審原告らそれぞれにつき、報酬の 1 年間分に相当する程度の慰謝料額を認めるのが相当」とした。

### 3 特別職非常勤職員の勤務関係の法的性質について

#### (1) 東京高裁における「更新を前提とした任用」の主張

東京高裁においては、特別職非常勤職員の勤務関係が行政処分であったとしても、その基本的な性質は契約であり、合理的な意思解釈の余地があり、解雇権濫用法理の類推適用可能性があるとの下井康史新潟大学教授の意見書を提出した。

同教授によれば、行政処分にはさまざまなものがあり、すべての行政処分が公権力性をもつものではなく、行政処分性が認められる行為のなかには、本来的に権力的な行為と、本来的には権力的な行為ではないが、救済の便宜のために取消訴訟によってのみその効力を否定できるとされることによって権力性を帯びる、給付行政などのような行為とが含まれている。地方公務員の任用は、典型的な行政処分とはいえず、契約方式の推定が働き、その基本的性質は契約上の行為であり、合理的な意思解釈の余地がある。特別職非常勤職員の任用の基本的性質が契約である以上、労働基準法が全面適用され、労基法18条の2の解雇権濫用の禁止規定が類推適用されると主張した。

#### (2) 高裁判決

東京高裁は、地方自治法の規定を根拠に、特別職非常勤職員の勤務関係は公法上の任用であるとした。地方自治法172条1項で「普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く」とし、2項で「前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する」としていることなどから、特別職非常勤職員もまた自治体の首長により任用されるものとした。そして、地方自治法がつくられた後に地方公務員法が制定され、一般職地方公務員については地公法が適用されることになった。しかし、特別職非常勤職員には同法を原則として適用しないものとしたことから、特別職非常勤職員には、地公法制定までの経過規定として設けられた地方自治法附則5条、9条、これに基づく地方自治法施行規程の関係規定が引き続き適用されるとし、「一審原告らの任用は、その行政処分の画一性・形式性からすると期間を1年として任用され、その期間の満了により任用の効力が失効したものとわざるを得ず、上記勤務実態があったり、労働基準法が適用されることがあるからといって公法上の任用関係が合理的な意思解釈により私法上の雇用契約関係と同質になると解することはできない」として、地位確認の訴えをしりぞけた。

### 4 まとめ

高裁判決で一審原告らの地位確認が認められなかったことは、とうてい納得できるものではない。地公法制定時の国会審議の議事録をみると、地方公務員に労働基準法が適用されることが強調されており、勤労者である地方公務員は一般職・特別職を問わず、適用除外の規定がないかぎり労働基準法が適用される。勤労者である特別職非常勤職員に地方公務員法制定までの経過規定が適用される余地はないというべきである。

しかし、解雇権濫用法理が類推適用されるほどに違法性が強いとして、1年間の賃金相当額の慰謝料支払を命じた意義は大きい。仮に、雇止めされた非常勤保育士全員が提訴したとすれば、中野区は合計5500万円余の損害賠償金を支払わなければならないことになる。東京高裁判決は、非常勤職員の雇止めに対する歯止めとなるにちがいない。

本年4月1日、東京高裁判決前後を通して行われた東京都労働委員会での交渉の結果、

雇止めされた非常勤保育士 4 名はそれぞれ中野区の職場や希望する保育の職場に戻った。まったく見通しの立たないまま出発した争議であるが、大きな成果を勝ち取ることができたことを喜んでいる。

なお、地裁・高裁の弁護団は、坂本福子団員、今野久子団員、斉藤園生団員、飯田美弥子団員、八坂玄功団員、松本恵美子団員、そして私の 7 名である。



## 3 月幹事会報告

9 名参加

日時：2008年3月24日(月)午後2時～午後5時

場所：文京シビックセンター5階会議室

### 1 35周年の総括と感想

昼(総会・リレートーク)も夜(レセプション)も大成功だった。4人のパネラーからそれぞれの視点でお話しがあった。伊藤真氏は憲法的視点から明快な論理展開だった。堤未果氏は、現場からのリアルなお話しをされた。この両面から貧困と平和の問題が結びつけられた。また、他のパネリストからも非正規労働者だけでなく正規労働者も含めて、おかれている厳しい実態が明らかにされた。

テーマが時代に沿い、パネラーも的確であった。リレートークを聞けなかった他の団員に早く講演録を配布したい。

予想を上回る動員で中身も濃かった。全部が全部面白かった。伊藤真氏は大物の弁護士も集まっている中で大変だったろう。また、何年かに1回このような会を開きたい。

### 2 韓国視察

参与連帯は自前のビルを持っていることに大きな違いを感じた。専従者も40人くらいいる。

韓国と日本で共通した課題は、格差社会。中小企業と大手、正規と非正規で格差がある。平和の問題では、新政権の安全保障の政策がまだ出てこないが、今までの太陽政策とは断絶をしていく。そしてアメリカとの連携を強化するというもの。

改憲問題、貧困問題を取り上げて、団の方からレポートして質疑応答を行った。恒久派兵法の問題では、9条との関係はどうか、法案が上程されたときに団はどうする

のかとの質疑を受けた。

また、韓国では非正規の率が高く、大卒の半分しか就職できない。新政権は何年か遅れの小泉のようなもので新自由主義政策を見せつつある。対北政策の問題では、新政権は北朝鮮が核を廃棄しないとその後の話はしないとの対応だそうだ。

この10年を通じて太陽政策が行われてきた。南北融和が図られてきた。この10年は逆に国民生活は顧みられてこなかった。その結果、格差が拡大した。人口の4分の1がソウル及びその周辺におり、都市と農村部との格差は著しい。韓国国民の大部分は格差解消の要求を持っている。しかし、新政権はその要求に応えてくれるかどうかは分からない。新政権の下では新自由主義政策が進められていく危険性がある。また、非正規の運動が全くない。非正規がバラバラにされてしまっていて運動ができない。

労組間の交流が全くないので、日韓間の労組の交流が必要だろう。

### 3 冊子の発行と活用

35周年と韓国視察についての冊子を作成して団5月集会に配布する。

### 4 B型肝炎

訴訟での問題点は、それぞれの自治体でいつどのように集団接種をしていたかの調査を具体的にどのようにするか。あとは、接種と感染の因果関係が問題となる。

### 5 学習会等

7月4日に法科大学院卒業生で合格発表待ちの人を対象に学習会を行う。

#### 若手学習会

今後の若手学習会の持ち方についてアンケートを作成し、次回事務局会議に付ける。その上でアンケートを配布し、そのとりまとめを行った上で次回学習会を行う。

学習会后、今後の持ち方について参加者で話し合う。

### 6 改憲

3月7日の名古屋の会議は多数の団員が集まっていた。恒久派兵法の問題が主で、9条世界会議の話で締めた。恒久派兵法の危険性等について早期にリーフレットなどを作成し、現在の問題点を知らせていくことが大切ということが確認された。

3月15日の沖縄常幹の報告。基地問題に焦点が集まり、軍隊とは何かを語った。その中で、軍隊とは銃を平気で引ける人を作ることであり、これは非常識な人を作るものであって、そういう人は平気でセクハラやパワハラでも何でもするといった意見が出された。

また、少女暴行事件の拉致現場と暴行現場と米兵の住宅地を見に行った。拉致現場は繁華街で誰でも来る場所であり、暴行現場は周りは住宅地であった。米兵の住宅地は超高級マンションで税金と思いやり予算で住居費と水道光熱費が出されており腹立たしかった。

5. 1メーデーは、多く参加する。

9条世界会議は5月5日の分科会に集中して出てもらいたい。また、資金作りに協力する。

## 7 警察

4. 7集会に多く参加する。

4月11日に立川事件最高裁判決が出される。判決内容に注視する。特に葛飾事件に影響が及ぶような内容となるのかどうか、判例の射程に注視する。

他の弾圧事件については、堀越事件は5月まで証人尋問でその後結審に向かうか。世田谷事件は6月に最終弁論がある。板橋事件は5月29日判決。

堀越、世田谷、葛飾の3事件で7月9日に日本教育会館で集会を行うことを決定した。

顔自動照合システムについての報告がなされた。

## 8 教育

学力テストが4月22日に実施されるだろう。学力テスト廃止を求めるとの声明を出した。

日の丸・君が代の処分が今年もあるだろう。処分前に処分をしないようにとの声明を出すことを決定した。

## 9 労働

4月5日午後1時～3時 新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」

3月24日 裁労委員会

3月27日 東京地評労働相談弁護団会議

## 10 市民・貧困

賃貸保証会社の問題について報告。

3. 29 反貧困フェスタ

生存権訴訟が今日(3月24日)結審。



### ご連絡

長谷川史美団員が4月13日ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 日誌 3 / 12 ~ 4 / 15

- 3月12日 日本国民救援会東京都本部常任委員会  
13日 自由法曹団教育問題対策本部 / 自由法曹団社会保険庁プロジェクト / 法曹人口プロジェクト  
14日 東京支部声明「国民保護計画策定に反対する」 / 東京支部事務局会議  
15日 自由法曹団拡大常任幹事会（沖縄）  
16日 自由法曹団沖縄現地調査 / 東京土建第61回定期大会  
18日 東京支部声明「国立二小事件の高裁不当判決に抗議する」  
19日 東京支部声明「全国学力調査の廃止を求める」 / 自由法曹団将来問題委員会  
20日 イラク戦争5年3.20中央集会・ピースパレード  
23日 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める東京大集会  
24日 東京支部幹事会 / 東京支部第4回若手学習会「建築紛争に強くなるう」 / 東京支部声明「日の丸・君が代の強制・処分をやめよ」 / 自由法曹団事務局会議  
27日 東京地評・労働相談弁護団第一回弁護団会議 / 海外派兵恒久法学習会（憲法改悪反対共同センター）  
28日 憲法改悪に反対する東京共同センター幹事団体会議  
30日 東京土建「けんせつプラザ東京」竣工式  
4月1日 自由法曹団労働問題委員会 / 東京支部声明「思いやり予算を廃止せよ」 / 声明「都教委の教員処分に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める」(団本部・東京支部連名)  
4日 自由法曹団9条世界会議法律家デスク会議 / 日本国民救援会結成80周年記念講演・レセプション / 都民連都議会報告  
5日 自由法曹団労働問題委員会 JR新宿西口「宣伝・相談・アンケート」  
7日 守れ言論 活かそう憲法 4.7市民集会  
8日 東京支部事務局会議 / 自由法曹団警察問題委員会 / 自由法曹団少年法改正国会要請 / 後期高齢者医療制度学習会（自由法曹団女性部）  
9日 憲法改悪に反対する東京共同センター池袋東口9の日宣伝 / 自由法曹団市民問題委員会 / 自由法曹団国際問題委員会  
10日 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団改憲阻止対策本部  
14日 東京支部声明「立川反戦ビラ裁判での最高裁不当判決に抗議し、言論・表現の自由を守り活かすために奮闘する」  
15日 東京支部B型肝炎学習会



東京都戦没者霊苑の桜

## 修習生、エクスターン生担当団員の みなさまへお願い

1 , メーカー、9条世界会議などさまざまな行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌で触れてもらえればと思います。

2 , 支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さい。

団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュースのこの部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下されば、この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。

.....キリトリ線.....

自由法曹団東京支部 ファックス 03 - 3814 - 2623

支部ニュースを \_\_\_\_\_ 部送って下さい。

法律事務所

弁護士